

令和９年1月4日（月）から窓口時間を変更します

問い合わせ番号：17792-6660-4938 更新日：2026年 6月 10日

窓口と電話の受付時間が午前9時～午後4時30分に変わります

主な窓口への来庁者の状況や近年の証明書のコンビニ交付サービスの利用状況などを踏まえ、令和９年１月から市役所の窓口および電話の受付時間を午前９時～午後４時30分に改めます。

窓口時間の変更により生じた時間を有効活用し、業務改善等に注力することで市民サービスの質の向上を図るとともに、職員の働き方改革につなげていきます。

ご理解・ご協力をお願いします。

１．窓口時間の変更について

（１） 開始時期
令和9年1月4日（月）

（２） 窓口および電話の受付時間
変更前：午前8時30分～午後5時15分
変更後：午前9時00分～午後4時30分

※職員の勤務時間は、従来通りの午前8時30分～午後5時15分で変わりません。
また、総合コールセンター（令和９年１月設置予定）の受付時間は午前8時30分～午後5時15分の予定です。

（３） 対象施設等
本庁舎、総合会館、各地区市民センター、上下水道局等の全窓口および電話受付

※ただし、下記の施設等は変更しません。
○消防本部情報指令課および全消防署
○市立四日市病院
○市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
○はもりあ四日市
○施設利用そのものを提供する施設（図書館、博物館、四日市競輪場、その他スポーツ施設を含む各指定管理施設など）および施設の貸館利用時間
○各所属において実施している夜間・休日窓口等

２．来庁しなくても可能な手続きについて

【オンラインで申請できる手続き】
市ホームページからオンラインで申請できる手続きを順次拡大していきます。
詳しくは、市ホームページ「四日市市電子申請システムについて」を参照ください。

【コンビニで交付できる証明】
住民票等を取得したい場合、マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、安くて便利なコンビニ交付サービスが利用できます。
全国のコンビニ等で、簡単な操作で待ち時間も少なく取得できるほか、市役所窓口、地区市民センタ

ライフメニュー
妊娠・出産
子育て・入園
学校教育
就職・退職
引越し・住まい
結婚・離婚
健康・医療
高齢・介護・障害・福祉
おくやみ
ごみ・環境
レクリエーション
届出・手続き

開庁（行政窓口等受付）時間変更について

[公開日：2026年7月24日] [更新日：2026年7月24日] ID:13822

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます シェア ツイート LINEで送る

伊賀市では、持続可能な行政サービスの提供の実現に向けて、勤務体制の改善、職員の働き方改革を進めるため、開庁（行政窓口等受付）時間を変更します。行政窓口等の受付時間の変更により確保した時間は、課題解決策の検討時間に活用し、政策の質、市民サービス向上を目指します。

皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



開始日

令和8年9月1日（火）

行政窓口等受付時間

窓口受付時間

午前9時から午後4時30分まで

※職員の勤務時間（午前8時30分～午後5時15分）は変更ありません。

※祝日以外の毎週木曜日に実施している延長窓口（午後7時30分まで）は、令和9年度から廃止します。

電話受付時間

午前9時から午後4時30分まで

※令和8年度中は現行（午前8時30分から午後5時15分）のとおりです。

対象施設

・市役所本庁舎

・支所

・ハイトピア伊賀（施設内の行政窓口）

・ゆめが丘浄水場 管理本館（上下水道部）

未来政策部行政改革課

お知らせ
部局マニフェスト
伊賀市行財政改革大綱（平成18年策定）
前期実施計画（平成18年～平成20年度）
後期実施計画（平成20年度～平成22年度）
第2次伊賀市行財政改革大綱（平成23年策定）
伊賀市行政評価システム
行政評価について
平成18年度の行政評価
平成19年度の行政評価
平成20年度の行政評価
平成21年度の行政評価
平成22年度の行政評価
平成23年度の行政評価
平成24年度の行政評価
平成25年度の行政評価
平成26年度の行政評価
平成27年度の行政評価
平成28年度の行政評価
平成29年度の行政評価
平成30年度の行政評価
令和元年度の行政評価
令和2年度の行政評価
令和3年度の行政評価
令和4年度の行政評価
令和5年度の行政評価
令和6年度の行政評価
令和7年度の行政評価
令和8年度の行政評価
集中改革プラン

再生

令和9年1月4日(月曜日)から窓口・電話受付時間が変更となります

ページ番号1020834 更新日 令和8年10月1日

持続可能な行政サービスの提供の実現に向けて、時間外勤務の削減や職員の働き方改革を進めるため、窓口及び電話における受付時間を変更します。受付時間の変更により確保した時間は、課題解決策の検討時間などに活用し、政策の質や市民サービスの向上を目指します。

皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

開始日

令和9年1月4日(月曜日)から ※試行として実施

対象施設

- 伊勢市役所(本庁)
- 健康福祉ステーション(MiraISE 5～7階)※6階 駅前子育て支援センター・駅前一時保育室を除く
- 二見総合支所 ※伊勢市東地域包括支援センターを除く
- 小俣総合支所
- 御薗総合支所 ※御薗子育て支援センターぷらむを除く
- 上下水道部庁舎
- 9支所・地区コミュニティーセンター ※会議室・図書室を除く
- ごみ減量課事務所
- 消防本部 ※通信指令課・消防署を除く
- 伊勢やすらぎ公園管理事務所

対象外施設

- 病院
- 保育所
- 認定こども園
- 子育て支援センター
- 小中学校
- 幼稚園
- 公民館
- 文化施設
- 図書館
- スポーツ施設 等

窓口及び電話の受付時間

受付時間

午前9時～午後4時30分

※上下水道部については電話のみ従来通り(午前8時30分～午後5時15分)の受付時間です。

【緊急連絡先】

受付時間外における緊急のご用件の場合は、(0596-23-1111)でお伺いします。

【お願い】

1. 対象施設の正面出入口は午前9時に解錠します。それまで入館いただくことができませんのでご了承ください。
2. 対象施設の正面出入口は午後4時30分に施錠します。この時刻以降の退館は休日・夜間出入口などをご利用ください。

窓口延長について

下記の窓口では、月曜日のみ窓口延長(午後4時30分～午後7時)を実施します。

- 本庁　本館　1階　課税課、収納推進課、戸籍住民課、上下水道窓口
- 本庁　東館　1階　医療保険課、介護保険課、高齢・障がい福祉課
- 本庁　東館　2階　子育て応援課、保育課
- 健康福祉ステーション(MiraISE)5階　中央保健センター(健康課)、こども発達支援室
- 健康福祉ステーション(MiraISE)7階　福祉総合支援センターよりそい

コンビニ交付サービスやオンライン申請等について

伊勢市では、マイナンバーカードを利用して、マルチコピー機が設置されたコンビニエンスストアなどで、住民票の写し・税証明書などの各種証明書が取得できます。

また、オンライン申請の「伊勢市スマート申請」をご利用いただくことで、窓口に出向くことなく、24時間365日、いつでもどこでも申請・届出ができます。

他にも、伊勢市公式LINEでは、AIチャットボットを利用したり、ごみの分別を調べたり、気になる情報を受け取ることができます。ぜひご利用ください。

各サービスについて、詳しくは以下のページをご覧ください。

関連リンク

コンビニ交付サービス
オンライン申請「伊勢市スマート申請」
伊勢市公式LINE

このページに関するお問い合わせ

職員課
〒516-8601
三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
本館2階
電話:0596-21-5505
ファクス:0596-21-5522
職員課へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。

鳥羽市役所の 窓口受付時間 が 変わります

総務課行政係 TEL 25-1112

令和９年１月４日(月)から **窓口受付時間**が

現 在 **午前８時30分～午後５時15分** から

変更後 **午前９時00分～ 午後４時00分** に変わります。

※令和９年1月4日(月)から 3月31日(水)までは試行運用期間です。4月1日(木)から本格運用を予定しています。



対象施設 市役所本庁舎および西庁舎、各連絡所、健康福祉課、水道課、教育委員会事務局

よくある質問

Q なぜ窓口受付時間を変更するのですか？

A 現在、証明書などの発行は窓口交付とコンビニ交付を実施しており、窓口の人件費やコンビニ交付の手数料などのコストがかかっているなか、利便性が高く利用件数や割合が増加傾向にあるコンビニ交付をより一層推進することで、窓口交付における人件費などのコストダウンを図ります。

また、集中業務や課題解決などの時間を確保することで時間外勤務を削減し、業務生産性の向上とともに職員のワーク・ライフ・バランス定着率の向上を目指します。

Q 市民からの電話対応や職員の勤務時間に変更はありますか？

A 電話対応・職員の勤務時間ともに、これまでどおり午前８時30分～午後５時15分です。ただし、4月1日以降、各連絡所については午前８時30分～午後５時00分への変更を予定しています。

Q 窓口受付時間の短縮により市民サービスが低下しませんか？

A マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書などをコンビニエンスストアやイオン鳥羽店で取得できます。

Q すべての業務が対象となりますか？

A 婚姻届や死亡届など戸籍の届出は 24 時間対応しています。窓口受付時間以外については、本庁舎の時間外窓口にて対応します。

窓口受付時間の変更とあわせて実施する施策

令和9年1月5日（火）から令和10年3月31日（金）まで期間限定で、コンビニ交付手数料が**1通10円**になります。

※取得方法や対象書類などのくわしい内容は次回の広報とばでわかりやすく説明します。

令和8年度 鳥羽市運動施設生涯学習教室 参加者募集

市民体育館 TEL 25-6215

申込方法

市民体育館へ電話で申し込んでください。

※月曜日（祝日を除く）、祝日の翌日の平日は休館日です。

その他

※申し込みが少ない場合は、中止することがあります。

※自己都合によるキャンセルの場合は料金を負担していただきます。

◆10・11月から開催する教室のご案内

10月1日(木)より受付開始!!

教室名	講師	開催日		時間	内容	持ち物	参加費	対象	定員	ところ
リフレッシュヨガ	和田 尚子	11月21日(土)	11月28日(土)	19:00～20:15	ヨガで一番大事な呼吸を意識することから始め、足の指先から全身をほぐしていきます。	ヨガマット バスタオル 水分	8回 4,000円	一般	20	市民体育館トレーニングルーム
		12月 5日(土)	12月12日(土)							
		12月19日(土)	12月26日(土)							
		1月 9日(土)	1月16日(土)							
ベリーエクササイズ	和田 尚子	11月25日(水)	12月 2日(水)	19:30～20:45	常に骨盤とベリー（お腹）を意識し、骨盤を動かしながら腕から指先をしなやかに動かします。エキゾチックな音楽に乗って体幹を鍛えます。	ヨガマット バスタオル 水分	8回 4,000円	一般	20	市民体育館トレーニングルーム
		12月 9日(水)	12月16日(水)							
		12月23日(水)	1月 6日(水)							
		1月13日(水)	1月20日(水)							

志摩市からのお知らせ

R8.10.1

令和9年2月1日(月)から試行開始

志摩市役所本庁・支所・健康推進課・水道工務課の開庁時間（窓口・電話）および市民課の月曜延長窓口が変更になります

市民サービスの維持・向上および業務効率化のため、開庁時間の見直しを実施いたします。

1. 開庁時間・電話受付時間(本庁・支所・健康推進課・水道工務課)

【変更前】
8:30～17:15

→

【変更後】２月１日(月)から
9:00～16:30

※職員の勤務時間に変更はありません。

※窓口へは、16:30 までにお越しください。
※電話受付時間も 9:00～16:30 となります。

2. 市民課(市役所本庁) 月曜延長窓口

【変更前】
毎週月曜日
17:15～19:00
(祝日等の場合は実施なし)

→

【変更後】２月１日(月)から
毎月 第1・第3月曜日
16:30～18:30
※祝日等の場合は翌週月曜日に振替

【対象施設】
志摩市役所本庁 ・ 支所(浜島・大王・志摩・磯部) ・
健康推進課(保健センター) ・ 水道工務課(磯部浄水場)



◎簡単・便利なコンビニ交付をご利用ください！

マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機で、住民票の写しや税証明書などの各種証明書を取得できます。
※くわしくは、右の二次元コードをご確認ください。

コンビニ交付詳細

【お問い合わせ】志摩市 総務部 総務課 （電話 0599-44-0201）

開始時期

窓口・電話受付時間を変更します



ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和８年10月１日（木）から

9：00～16：30

【変更前】８：15 ～ 17：00

対象窓口

- ●役場本庁舎・西庁舎
- ●笹尾連絡所
- ●教育委員会事務局（総合文化センター内）
- ●子育て支援センター（ふれあいセンター内）
- ●こども家庭センター（ふれあいセンター内）
- ●発達支援室（保健福祉センター内）

総合文化センター（図書館・中央公民館・文化会館）、保健福祉センター、ふれあいセンター、笹尾コミュニティーセンター、総合体育館の施設利用時間は従来通りです。

東員町

○入園受入年齢について

入園受入年齢(クラス)	生年月日
4・5歳児	令和3年4月2日～令和5年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
0歳児	令和8年4月2日～

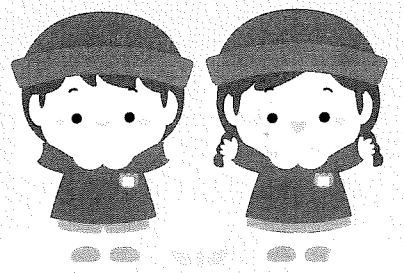

○支給認定区分の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	保育時間
1号認定	満3歳以上で、幼児教育を希望する子ども	認定こども園	4時間～園による
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園	8～11時間
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども		

【保育を必要とする事由について】

◇保護者および同居者が日中に就労している場合、家族の看護・介護、就職活動をしている場合等、家庭で保育ができないこと
☆書類選考等の結果、入園できない場合や、希望する保育園等に入園できない場合がありますのであらかじめご了承下さい。
☆詳細につきましては、申込書類に同封の「入園のご案内（しおり）」をご確認ください。多気町ホームページでもご覧いただけます。

詳しくはこちら

問い合わせ先:こども課　保育園係　☎0598(38)1154

試行開始のお知らせ



令和9年1月4日(月)から
窓口受付時間が変わります



役場業務のデジタル化及び業務改善による町民サービスの向上と、職員の働き方改革の推進を目的に窓口受付時間を変更します

変更前　令和8年12月28日まで　**午前8時30分～午後5時15分**

変更後　令和9年1月4日から　**午前9時～午後4時30分**

○対象施設:多気町役場本庁舎・勢和振興事務所

・電話によるお問い合わせへの対応は従来通りとなります。
・職員の勤務時間は変わりません。
・確保した時間をより良い町民サービスのために活用します。
・本格実施は令和9年4月1日の予定です。

問い合わせ先　多気町役場　総務課　☎0598(38)1111

役場等の開庁時間について

「オンライン申請」などDXの推進による業務改革等を推進するため、令和8年4月から、役場等の開庁時間を下記のとおり変更しています。

なお、開庁時間外も、戸籍の届出受付や緊急対応は、従来どおり対応します。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

実施期間

令和8年4月1日（水）から

開庁時間

【変更前】	月・水・金曜日	午前8時30分～午後5時15分
	火・木曜日	午前8時30分～午後7時
【変更後】	**月・水・金曜日**	**午前8時45分～午後4時30分**
	火・木曜日	**午前8時45分～午後7時**

対象施設・部署

役場庁舎、村山龍平記念館内　教育委員会事務局、

保健福祉会館内　保健福祉課 地域共生室、こども・子育て室

検索

ふるさと納税